

人・自然・暮らし輝く元気なまち

美作市男女共同参画プラン



美 作 市

は じ め に

近年、少子高齢化のさらなる進展や高度情報化・国際化、家族形態の多様化など、社会を取り巻く環境は急速な変化を遂げており、男性も女性も互いに性別に捉われることなく個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が大きな課題となっています。

美作市では、合併による新市誕生の際「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」を制定し施策の推進を図るとともに、合併前の旧町村において行ってきた男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を引き継ぎ、一定の成果をあげてまいりました。

しかし、男女を取り巻く環境はいまだに固定的な性別役割分担意識が残るとともに、地域や雇用の場においても男女の不平等感が存在するなど、解決しなければならない課題が多いことから、さらなる推進を図るという決意も新たに、ここに「美作市男女共同参画プラン」を策定しました。

計画の策定にあたっては、市民を対象としたアンケート調査の結果等を反映してまとめられた美作市男女共同参画審議会の答申を基本に、パブリック・コメント制度（市民意見提出制度）で市民から寄せられた意見も盛り込んでいます。

今後は、この計画に基づいて市民・事業者の皆様とも協働して、家庭・地域・職場・学校など、身近なところから男女共同参画が実感できる社会をめざして、その実現に向けて施策を実施してまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、計画の策定にあたりご意見をいただきました美作市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、多くの市民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成19年3月

美作市長 宮 本 俊 朗

— 目 次 —

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5

第2章 計画策定の背景

1 策定の背景	9
2 美作市の現状と男女を取り巻く状況	12

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	19
2 基本目標	19
3 美作市がめざす将来の姿	19
4 計画の体系	20

第4章 計画の内容

1 基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり	23
重点目標1 男女共同参画への意識づくり	23
重点目標2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	26
重点目標3 性の尊重と暴力の根絶	29
2 基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野に積極的に参画できる環境づくり	32
重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	32
重点目標2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	35
重点目標3 就業における男女共同参画の促進	38
重点目標4 国際社会へ対応した男女共同参画の推進	42
3 基本目標Ⅲ 男女の自立を育み安心して暮らせる環境づくり	44
重点目標1 多様な生き方を可能にするための生活環境の整備	44
重点目標2 生涯を通じた心身の健康支援	48

第5章 計画の推進

1 計画を実行するための推進体制の整備・充実	53
2 計画の進行管理の充実	53
3 年次報告書の公表	53
4 計画の数値目標	54

関係資料

■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	57
■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	63
■男女共同参画社会基本法	67
■配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律	70
■美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例	77
■キーワード	79

第1章

計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けて、国際社会における取り組みとも連動しながら、法律や制度の整備など様々な取り組みが進められてきました。

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」には、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられており、すべての人が性別に捉われず参画できる社会の実現に向けて、積極的な施策の展開が図られています。

そのような中で、人々の意識や行動に一定の変化はみられるものの、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別役割分担意識に基づく慣習・慣行は今なお根強く残っており、家庭や地域、就業の場においても男女の不平等な扱いが見受けられるとともに、近年、顕在化している女性に対する暴力など、女性を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

一方、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、経済の成熟化と国際化、情報化の加速的な進展など著しい変化を遂げており、男女共同参画をめぐる課題も多様化しています。

そこで、美作市では「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、男女共同参画に関する施策並びに、市民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、美作市男女共同参画プランを策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念や「条例」に基づくとともに、平成18年5月に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）の結果を踏まえ、岡山県の「新おかやまウィズプラン」や「第1次美作市総合振興計画」（以下「振興計画」という。）など、他の計画とも連動するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成19（2007）年度を初年度とし、平成28（2016）年度を最終年度とする10年間とします。なお、今後の施策の成果や社会情勢の変化、あるいは、国・県の施策などに対応し、必要に応じて見直しを行います。

男女共同参画社会の定義

男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号））

第2章

計画策定の背景

- 1 策定の背景
- 2 美作市の現状と
男女を取り巻く状況

第2章 計画策定の背景

1 策定の背景

1) 世界の動き

- 1972（昭和 47）年の国連総会において、女性の地位向上のための世界的規模の行動を行うべきことが提唱されました。これを受けて1975（昭和 50）年に「国際婦人年世界会議」が開催され、平等・発展・平和への女性の寄与に関する宣言（メキシコ宣言）が行われ、それを具体化する指針「世界行動計画」が採択されました。その後国連総会において、1976（昭和 51）年から1985（昭和 60）年を「国連婦人の10年」とすることが宣言されました。
- 1979（昭和 54）年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、「国連婦人の10年」中間年の1980（昭和 55）年、コペンハーゲン世界会議において、日本も条約に署名し、翌1981（昭和 56）年に同条約が発効しました。
- 1985（昭和 60）年には、「『国連婦人の10年』 ナイロビ世界会議」において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。
- 1994（平成 6）年の「国際人口・開発会議では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の概念を提唱した「カイロ宣言」、「行動計画」が採択されました。
- 1995（平成 7）年には、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「女性のエンパワメント」をキーワードとする12の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。
- 2000（平成 12）年ニューヨークで行われた国連特別総会「女性 2000年会議」では「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択され、北京行動綱領のさらなる実施に向けて各国政府などがとるべき行動が提言されました。
- 2005（平成 17）年には、「北京+10（第 49 回国連婦人の地位委員会）」をニューヨークで開催し、「北京宣言及び行動綱領」及び「2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施を求める宣言が採択されました。

2) 国の動き

- 1975（昭和 50）年に国内では、国際婦人年を受けて、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、婦人問題企画推進会議、そして総理府に婦人問題担当室が設けられました。
- 1977（昭和 52）年には、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を踏まえて「国内行動計画」が策定され、取り組むべき施策の指針が示されました。

- 1985（昭和 60）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が批准されました。
- 1986（昭和 61）年には、男女雇用機会均等法が施行されました。
- 1987（昭和 62）年には、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。以後、1991（平成 3）年に改訂された、「国内行動画（第一次改訂）」に沿って各施策が進められました。
- 1996（平成 8）年には、第 4 回世界女性会議を受けて、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- 1999（平成 11）年 6 月には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務等が明らかにされました。
- 2000（平成 12）年 12 月には、「男女共同参画基本計画」が策定され、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に図っていくこととされました。
- 2001（平成 13）年には、省庁再編により内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置されました。
同年、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行されました。
- 2004（平成 16）年には、DV 防止法が改正され、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充等が規定されました。
- 2005（平成 17）年には、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、目指す社会の将来像が示されました。

3) 岡山県の動き

- 1978（昭和 53）年、「婦人問題行政連絡協議会」が設置されました。
同年、県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」が実施されました。
- 1979（昭和 54）年、担当課が県民課に位置づけられました。
- 1980（昭和 55）年、「岡山県婦人問題会議」が設置されました。同会議から、「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」が答申されました。
- 1991（平成 3）年、「第 4 次岡山県総合福祉計画」の策定にあたり、基本計画の中に「女性」が項目として新設されました。
- 1996（平成 8）年、「男女共同参画社会の実現をめざして」が策定されました。
- 1997（平成 9）年、「岡山県男女共同参画推進本部」が設置されました。
- 1998（平成 10）年に、11 月 11 日から 17 日をウィズウィーク（男女共同参画週間）と定められました。
- 1999（平成 11）年には、男女共同参画社会づくりを推進していくための拠点施設として「男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」が開設されました。

- 2001（平成13）年には、「おかやまウィズプラン21」が策定されました。
同年「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が制定されました。また、11月を男女共同参画推進月間」と定め、様々な施策が展開されています。
- 2005（平成17）年には、岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画が策定されました。
- 2006（平成18）年3月には、「新おかやまウィズプラン」が策定されました。

4）美作市の取り組み

- 2005（平成17）年3月31日、「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」を制定しました。
- 2006（平成18）年4月1日、市長を本部長とする「美作市男女共同参画推進本部」を設置しました。
- 同年5月、男女共同参画基本計画策定の基礎資料とするため「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。
- 同年11月、「美作市男女共同参画審議会」を設置し、「男女共同参画社会の形成の促進について」諮問しました。
- 2007（平成19）年2月27日、同審議会が「男女共同参画社会の形成の促進について」答申しました。
- 同年3月、「美作市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 美作市の現状と男女を取り巻く状況

1) 少子高齢化の進行

美作市の人口は、平成17年に32,479人（国勢調査）だったものが、平成27年には3,304人減少し、29,175人になると推計されています。（コホート要因法（※1））

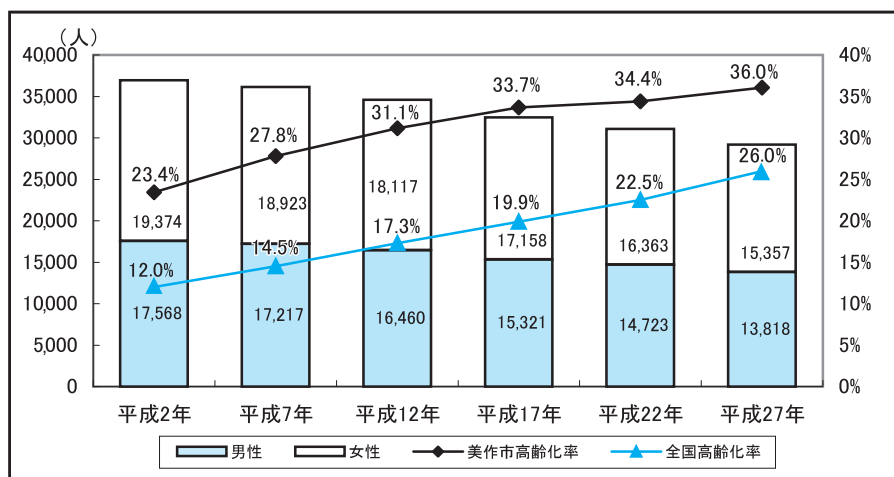
また、0～14歳（年少人口）が人口に占める割合も12%から10.9%に減少し、高齢化率は33.7%から36.0%に上昇すると推計されています。

国勢調査数値					推計値	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	36,942	36,140	34,577	32,479	31,086	29,175
	男性	17,568	17,217	16,460	15,321	14,723
	女性	19,374	18,923	18,117	17,158	16,363
年齢区分人口	0～14歳	6,237	5,488	4,666	3,901	3,658
	(総人口比)	16.9%	15.2%	13.5%	12.0%	11.8%
	15～64歳	22,049	20,611	19,143	17,623	16,737
	(総人口比)	59.7%	57.0%	55.4%	54.3%	53.8%
	65歳以上	8,656	10,041	10,768	10,933	10,691
	(総人口比)	23.4%	27.8%	31.1%	33.7%	34.4%
市高齢化率	23.4%	27.8%	31.1%	33.7%	34.4%	36.0%
世帯数	11,450	11,712	11,767	11,608		
平均世帯人数	3.2人	3.1人	2.9人	2.8人		

資料：平成2年～平成17年：国勢調査

平成22年～：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口（H15、12推計）」

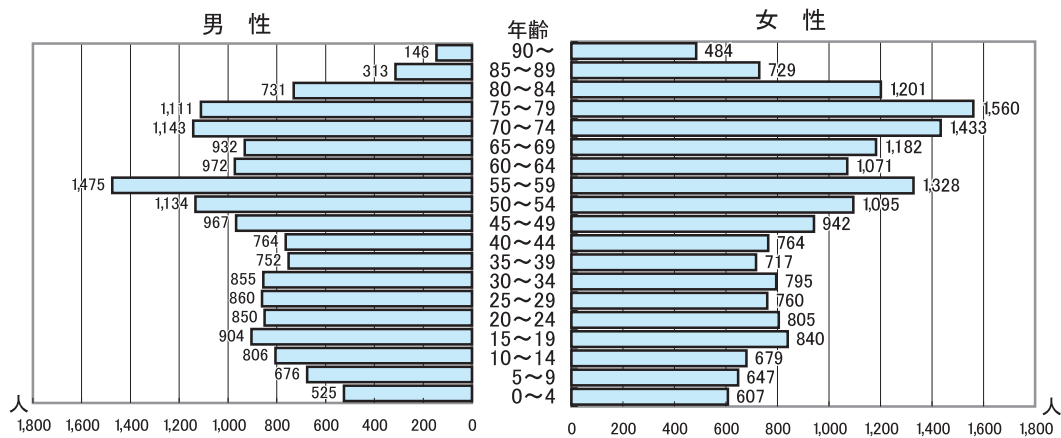
【男女別人口・高齢化率】



※1 コホート要因法：基準年の性・年齢別人口（コホート）をもとに、変化の要因（出生率、生残率、社会移動率等）を考慮して、次の年の性・年齢別人口を推計し、この繰り返しによって将来の人口を推計していく方法のこと。

【男女別の人口】

男女別・階層別の状況を見ると、男性は55～59歳が一番多く、70～74歳、50～54歳の順になっています。一方、女性は75～79歳、70～74歳、55～59歳と続きます。また、男女ともに10歳代後半から年齢が下がるにしたがって減少しています。

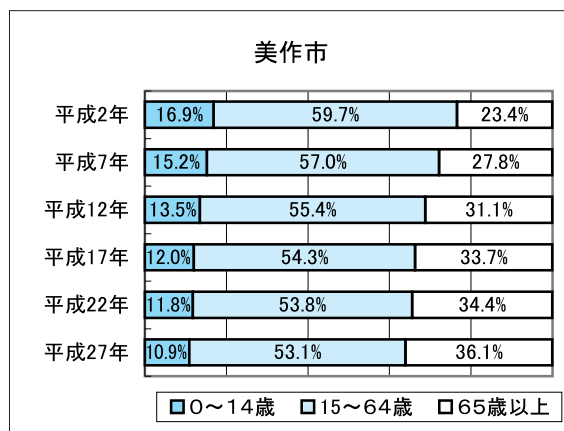


資料：住民基本台帳（平成18年4月1日現在）

【年齢3区分人口】

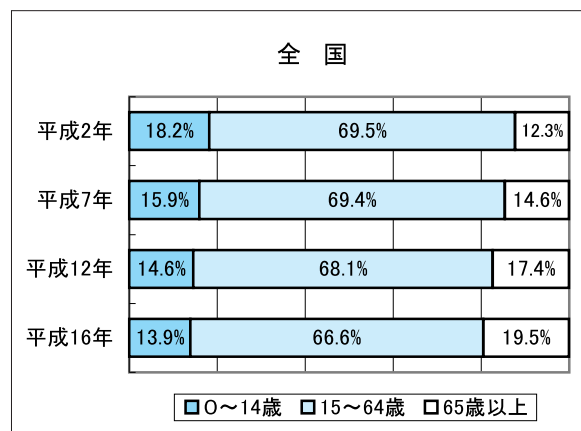
本市の、平成2年から平成17年までの年齢3区分人口に占める割合の推移を見ると、年少人口（0～14歳）は4.9%、生産年齢人口（15～64歳）は5.4%減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は10.3%増加しています。

また、平成17年から平成27年までの推計値を見ても、年少人口は1.1%、生産年齢人口は1.2%減少すると推計され、高齢者が占める割合は2.4%増加し、より一層少子高齢化が進むとされています。



資料：平成2年～17年：国勢調査

平成22年～：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口（H15、12推計）」



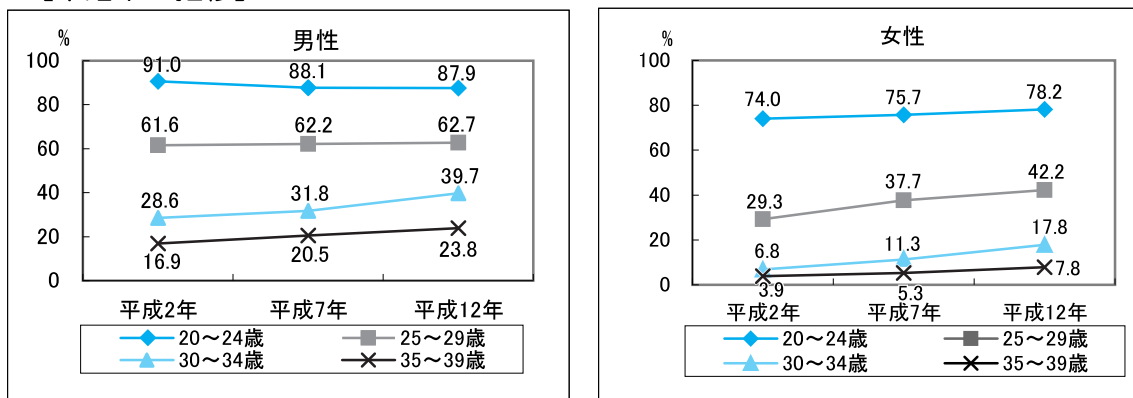
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2006年版）（平成2～12年は国勢調査、平成16年は推計値）」

2) 晩婚化・未婚化の進展

少子化の原因として、晩婚化・未婚化、夫婦の出生力低下（夫婦から生まれる子どもの数の減少）が指摘されており、その背景には結婚に関する意識の変化とあわせて、固定的な役割分担意識を前提とした男女の不平等感や、仕事と子育ての両立負担感、子育てそのものの負担感が増大していることがあるといわれています。

平成2年から平成12年の年齢別未婚率の推移を見ると、男性では30歳代の未婚率が上昇しており、女性は、20歳代・30歳代の未婚率が急激に上昇しています。

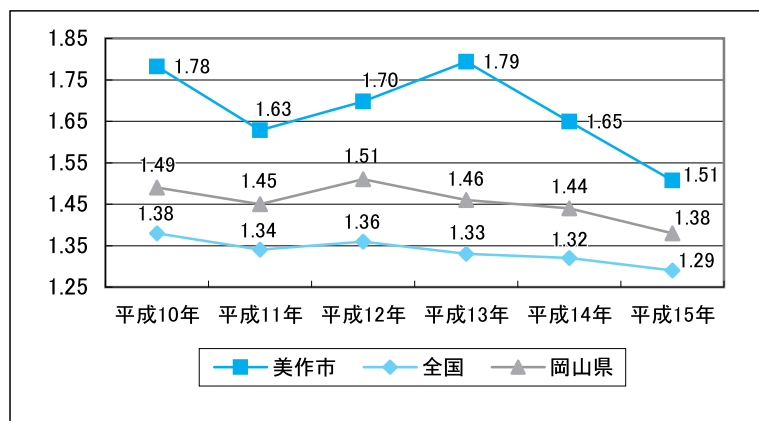
【未婚率の推移】



資料：国勢調査

【合計特殊出生率の推移】

1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均である合計特殊出生率の推移を見ると、本市では平成13年の1.79から平成15年には1.51と急激に減少しています。全国・岡山県平均を上回ってはいるものの、人口を維持するために必要といわれている2.08を大幅に下回っています。

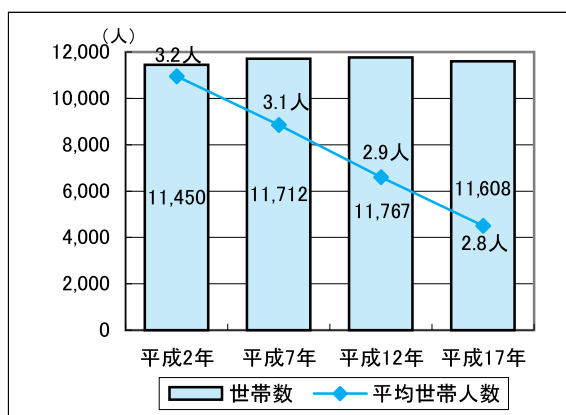


3) 世帯状況・家族形態の変化

世帯数は、平成2年から平成12年まで増加傾向にありましたが、平成12年から平成17年までの間に159世帯が減少しています。また、1世帯あたりの平均世帯人員は、平成2年から年々減少し小家族化の傾向が続いています。

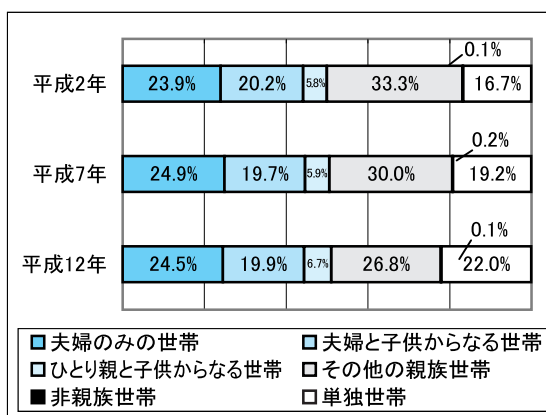
さらに、世帯の家族構成を見ると、単独世帯（ひとり暮らし）の構成割合が、平成2年の16.7%から平成12年には22.0%と5.3%上昇しています。

【世帯数・世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【世帯類型の推移】



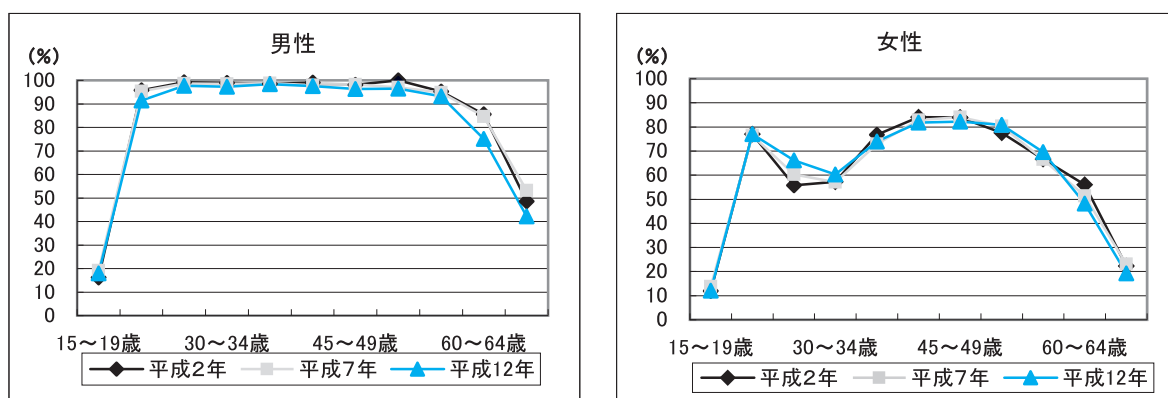
資料：国勢調査

4) 労働の状況

男女別の労働力率を見ると、男性のほとんどが25～29歳までに急激に上昇し、55～59歳の階級まで90%台の高い率となっています。60歳～64歳は、多くの人々が定年退職年齢にさしかかることから低下しています。

一方女性は、20～24歳で急激に上昇した後、25～29歳、30～34歳まで低下し、35～39歳で再び上昇に転じ、45～49歳が最も高く、50歳以降では低下しています。このように、女性の労働力率は、結婚・出産・育児のために就業を中断し、子どもの成長とともに再び就業するというライフステージを反映し、二つの山を持つM字型の労働曲線を描いています。

【年齢別労働力率の推移】



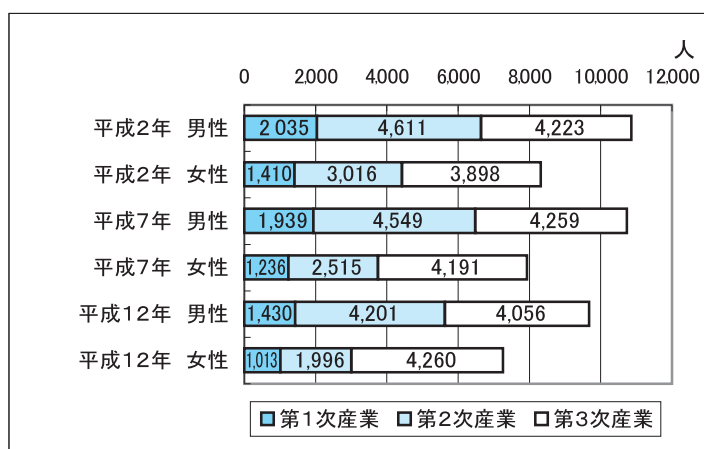
労働力人口：15歳以上人口の内、就業者と完全失業者を合わせたもの

資料： 国勢調査

労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

産業別就業者数を見ると、男女とも第1次産業及び第2次産業は年々減少傾向にあります。また、第3次産業は男性が平成7年に増加したものの、平成12年には減少傾向に転じています。なお、女性の就業者数は年々増加傾向にあります。

【産業別就業者数の推移】



資料： 国勢調査

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 美作市がめざす将来の姿
- 4 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人・自然・暮らし輝く元気なまち
～真の豊かさを求める愛の美作市～

この計画は、「条例」第3条に定める次の基本理念に基づいて、美作市の男女共同参画社会の実現をめざすものです。

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく自分らしく生き生きと暮らせること。
- 2 男女がそれぞれの家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- 3 社会の制度や慣行が、男女の社会活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- 4 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、民間の団体等における方針の企画立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- 5 男女平等の推進が、国際社会の取り組みと協調・連携して行われること。

2 基本目標

この計画は、基本理念に基づいて次の3項目を基本目標とします。

- 1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり
- 2 男女があらゆる分野に積極的に参画できる環境づくり
- 3 男女の自立を育み安心して暮らせる環境づくり

3 美作市がめざす将来の姿

「振興計画」の施策の大綱に掲げる次のまちづくり基本方針とあわせて、男女平等の理念をもって市民と協働して男女共同参画のまちを実現します。

- 1 地域の個性を生かした活力あるまち
- 2 すべての人が安心して暮らせるまち
- 3 地域を愛する心を育て新たな文化を創造するまち
- 4 環境と共生した快適なまち
- 5 みんなで築く協働のまち

4 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の基本的方向
Ⅰ 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり	1 男女共同参画への意識づくり	① 男女共同参画への意識啓発及び社会制度・慣行の見直し ② 男女共同参画に関する調査・研究及び情報の収集・提供
	2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	① 人権教育の推進 ② 家庭や地域社会等における男女平等教育・学習の推進 ③ 保育園・幼稚園、学校における男女平等教育の推進
	3 性の尊重と暴力の根絶	① あらゆる暴力の根絶 ② メディアにおける女性の人権の尊重
Ⅱ 男女があらゆる分野に積極的に参画できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	① 行政における女性の参画促進 ② 企業・各種団体等における女性の参画促進
	2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	① 家庭生活における男女共同参画の促進 ② 地域社会における男女共同参画の促進 ③ 協働で築く豊かな地域社会
	3 就業における男女共同参画の促進	① 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇確保の促進 ② 女性のチャレンジ支援 ③ 農林業・商工自営業における男女共同参画の促進及び就労環境の整備
	4 国際社会へ対応した男女共同参画の推進	① 国際理解と国際交流・協力の推進
Ⅲ 男女の自立を育み安心して暮らせる環境づくり	1 多様な生き方を可能にするための生活環境の整備	① 地域における子育て支援体制の充実 ② 高齢者や障がい者の介護環境の整備・充実 ③ ひとり親家庭の自立支援
	2 生涯を通じた心身の健康支援	① 性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透 ② 心身の健康支援 ③ 生涯スポーツの推進

第4章

計画の内容

1 基本目標Ⅰ

男女が互いに認め合い

尊重し合う社会づくり

2 基本目標Ⅱ

男女があらゆる分野に

積極的に参画できる環境づくり

3 基本目標Ⅲ

男女の自立を育み

安心して暮らせる環境づくり

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ

男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり

男女共同参画社会とは、一人ひとりが自らの意思で性別に捉われず多様な生き方が選択できる社会です。しかし、人々の意識の中には「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く、不平等な慣習や慣行が残っています。

そのため女性の家事・育児・介護への負担は重く、社会参加や経済自立が阻まれるとともに、男性も仕事中心で家庭生活への参加が少なく、生活面での自立を阻害されてきたともいえます。男女が共に人権を尊重し、互いに責任を担い、社会に参画する男女共同参画社会を実現するためには、男女の不平等な慣習・慣行などジェンダー（※）に捉われない視点で見直しを図るとともに、家庭や学校、社会のあらゆる分野で教育や啓発を進める必要があります。

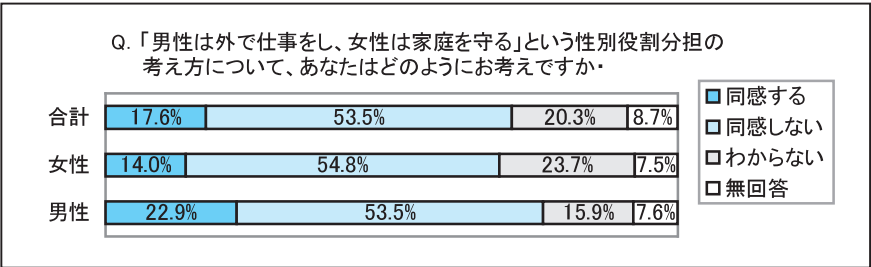
また、近年顕在化している女性に対する暴力などを根絶することも、男女共同参画社会構築の条件といえます。

重点目標1 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会を実現するにあたって最も大きな障害のひとつが、人々の意識の中に残る固定的な性別役割分担意識です。特に、地域でのしきたりや慣習・慣行等の面で男女平等が進んでいないことから、男女共同参画社会の実現は身近な生活に深くかかわる問題であるという認識を浸透させ、社会制度や慣習・慣行の見直しを行うとともに、ジェンダーの視点に立った男女平等の意識づくりが必要です。

美作市の現状

アンケート調査によると「男性は外で仕事をし、女性は家庭を守る」という性別による役割分担の考え方に「同感する」と回答した人は、全体で17.6%、一方「同感しない」と答えた人は53.5%と半数以上を占めています。

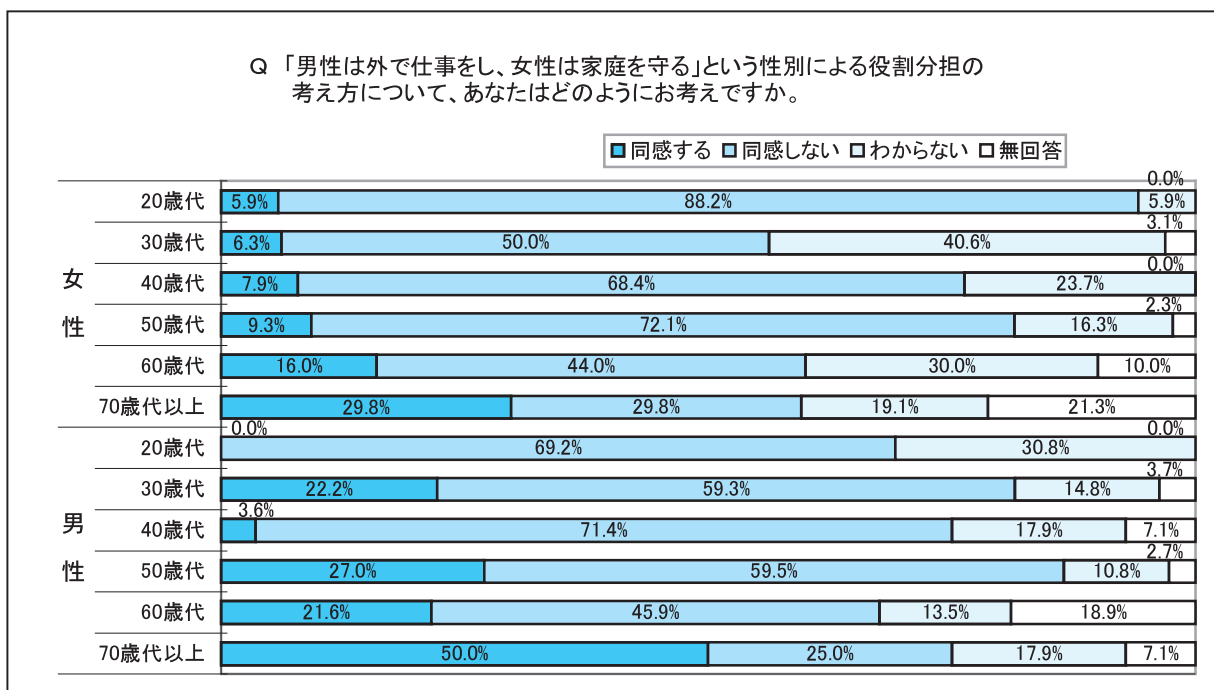


（資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果）

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

また、この調査を男女別、年齢別に見ると男性も女性も50歳代以下のすべての年代で「同感しない」と答えている割合が半数を超えています。70歳代以上になると、女性は「同感する」と「同感しない」が30%で半々の割合、男性は「同感する」が半数を占めています。さらに20歳代では、女性は「同感しない」が88.2%と高い率を示し、男性は「同感する」が0%で、20歳代と70歳代以上では、意識の違いが大きく現れています。



(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)

施策の基本的方向

1) 男女共同参画への意識啓発及び社会制度・慣行の見直し

ジェンダーに敏感な視点の定着と社会における制度・慣行の見直しを図るため、様々な媒体を通じ広報・啓発活動の推進を図ります。

2) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報の収集・提供

男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的な施策の企画立案ができるよう、市民の意識や実態を調査・分析し、研究を進めるとともに、あらゆる情報の収集・提供を行います。

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) 男女共同参画への意識啓発及び社会制度・慣行の見直し

施策項目	今後の取組内容
①広報・啓発活動の拡充	◆広報紙やホームページ、その他市の刊行物などあらゆる機会、媒体を活用して男女共同参画に関する啓発を図る。 ◆男女共同参画の視点で講演会や講座等を開催する。 ◆市民の多様なライフスタイルに対応し、開催日時や託児所開設などに配慮し、誰もが参加しやすい環境づくりを行う。 ◆女性団体や各種団体等と連携を図るとともに、出前講座や情報提供を行い地域での効果的な啓発を図る。
②社会制度・慣行の見直し	◆現行の社会制度や法律などについて、男女共同参画の視点をもって情報提供に努める。 ◆地域の伝統やしきたりの中に根づく固定的な性別役割分担意識の改善に向けて、関係機関・各種団体等に働きかけを行う。

【施策の基本的方向】 2) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報の収集・提供

施策項目	今後の取組内容
①男女共同参画に関する市民意識調査の実施	◆市民の実情やニーズを的確に把握し、施策に反映させていくため意識調査を行うとともに、結果の公表を行う。
②情報の収集及び提供	◆男女共同参画に関する国、県、他市町村の統計資料や取組状況の情報収集に努め、あらゆる媒体を通じて情報提供を行う。 ◆男女共同参画の視点での図書、ビデオ、行政資料等の斡旋や収集・提供を行う。

重点目標２ 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

一人ひとりの意識や価値観は、生まれたときから家庭や地域、学校教育等の様々な場所で周りの人たちの影響を受けながら形成されていくため、それらの場における教育や学習は大変重要な役割を果たしています。

そのため、生涯にわたるライフステージ（※）において一人ひとりが自立し、互いの人権や生き方を尊重し合い、社会的・文化的に形成された性別に捉われず自らの考え方や行動を身につけるための教育・学習の推進が必要です。

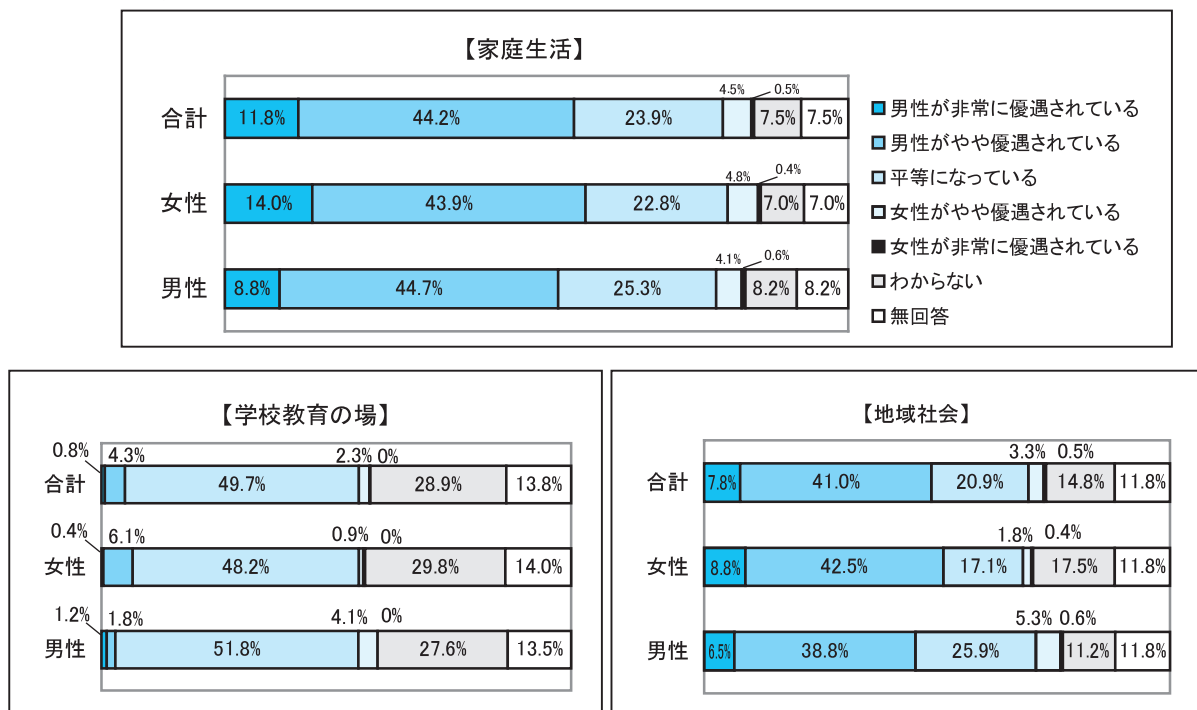
美作市の現状

アンケート調査によると、家庭生活、学校教育、地域社会の各分野における男女平等について、学校教育の場では、「平等になっている」と回答した人の割合が半数を占めています。

一方、家庭生活、地域社会では、「男性が優遇されている」と答えた人が約半数を占めており、男性優位と感じている人の割合が高くなっています。

また、今後社会のあらゆる分野で男女が共に平等な立場で協力し合っていくために大切なことは、男性も女性も「男女がお互いの個性・能力を認め合う」、続いて「男女を取り巻く様々な偏見・社会通念・慣習・しきたりを改める」ことと回答しています。

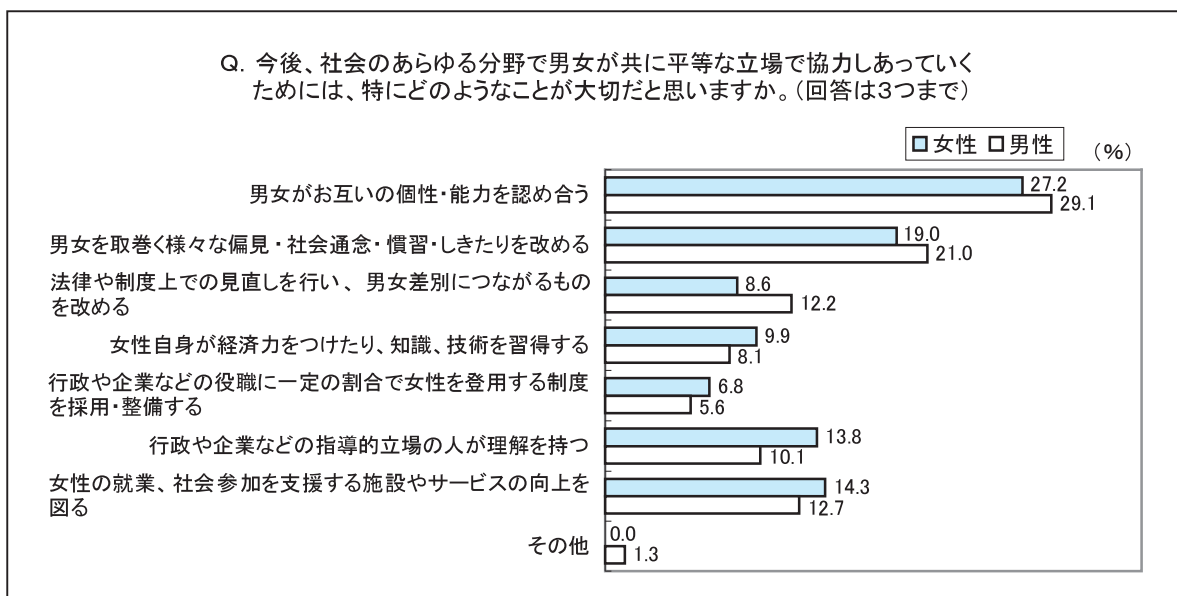
Q.あなたは、次にあげる分野で、男女平等になっていると思いますか。



（資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果）

ライフステージ

人生の中で年代毎の区切りで、女性の場合は妊娠・出産という機能にともない、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期に分けることができる。



(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)

施策の基本的方向

1) 人権教育の推進

人権意識の高揚を図るため、「美作市人権教育推進基本計画」に基づいて人権教育を推進します。

2) 家庭や地域社会等における男女平等教育・学習の推進

男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、様々な機会を捉えて意識づくりを進めるとともに、生涯学習などの場を利用して男女平等意識の啓発を図ります。また、企業を対象に広報・啓発を図ります。

3) 保育園・幼稚園、学校における男女平等教育の推進

保育園・幼稚園をはじめ学校教育において、男女平等の視点に立った教育を推進するとともに、教職員等教育関係者の意識改革や資質の向上を図ります。

血の通う 心と心のつなぎ目に
手をさしのべる 互いは在りて 熊見万智子さん(中町)

解り合い 認め合い 助け合う
明るい笑顔の 美作市 豊福庫夫さん(川上)

(美作市男女共同参画優秀作品)

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) 人権教育の推進

施策項目	今後の取組内容
①人権教育・啓発の推進	◆男女共同参画は、人権課題のひとつであることから「美作市人権教育推進基本計画」に基づき教育・啓発を図る。

【施策の基本的方向】 2) 家庭や地域社会等における男女平等教育・学習の推進

施策項目	今後の取組内容
①家庭における男女平等教育の充実	◆男女が互いの人格を尊重し、協力し合うような人間形成を図るための家庭教育の重要性について、広報・啓発を図る。 ◆家庭教育に関する資料の収集・提供を行う。
②男女平等意識を高めるための学習機会の充実	◆保育園・幼稚園、小・中学校の子どもを持つ親を対象として、家庭の中で子どもの自立や平等意識を高めるための学習機会の提供を行う。 ◆あらゆるテーマに男女共同参画の視点を取り入れた生涯学習の推進を行う。 ◆生涯学習に関する情報の収集・提供を行う。 ◆企業を対象として、男女共同参画の視点で広報・啓発を図る。

【施策の基本的方向】 3) 保育園・幼稚園、学校における男女平等教育の推進

施策項目	今後の取組内容
①男女平等の視点に立った教育・学習の充実	◆乳幼児期から発達段階に応じ、男女平等の視点に立った保育・教育を行う。 ◆教材や指導資料の内容について、男女平等の視点で調査・研究を行うとともに学習教材の充実を図る。
②教育関係者等への研修の充実	◆教育関係者等に対して、男女共同参画意識を高めるための研修機会の充実を図る。
③多様な選択を可能にするための指導	◆性別に捉われることなく、個々の能力や適性を重視した進路指導を行う。
④学校運営等の見直し	◆学校等における運営や教育活動等において、男女平等・共同参画の視点で点検・見直しを行う。

重点目標3 性の尊重と暴力の根絶

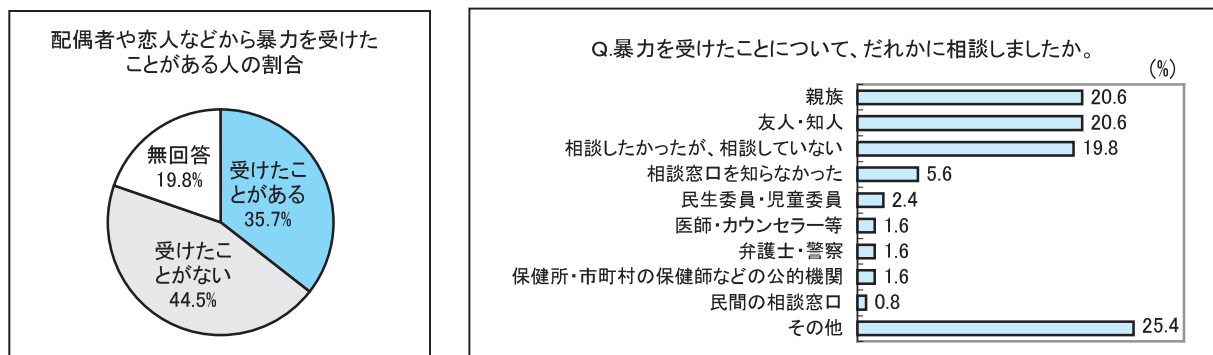
男女が共に認め合い尊重し合う社会を築くためには、互いの性について理解し合い個人が尊重されることが大切です。近年、顕在化している配偶者やパートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）（※）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント（※）、ストーカー行為（※）など、女性に対する様々な暴力は、女性の人権を踏みにじる行為であり人権軽視であるという認識を徹底する必要があります。

また、児童や高齢者に対する虐待も増加するなど社会問題化していることから、あらゆる暴力を根絶する環境を整えるとともに、相談体制を充実するなど被害者支援に向けた取り組みが必要です。

美作市の現状

アンケート調査によると、配偶者や恋人がいる（いた）人のうち、暴力を受けたことがある人の割合は35.7%となっています。そのうち、「蹴ったり突き飛ばしたりする」などの身体的暴力について29.1%（複数回答）の女性が何度もある（あった）と回答しています。

また、暴力を受けたことについて「相談したかったが、相談していない」と回答した人も多く見られ、その被害が潜在していることがうかがえます。



ドメスティック・バイオレンス（DV）

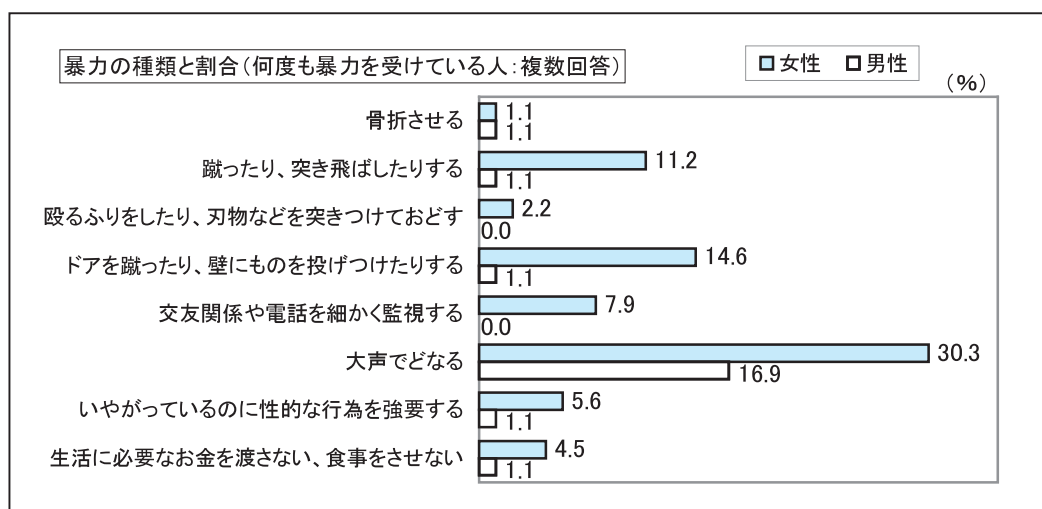
夫婦やパートナーからの殴る、蹴るといった身体的暴力、言葉による精神的暴力、経済的暴力や性的暴力をいう。

セクシュアル・ハラスメント

セクハラと呼ばれる性的嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な言動や行動で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれる。

ストーカー行為

特定の相手への恋愛感情やその他の行為の感情、または、それが満たされなかったことに対する恨みの感情を充足する目的で、つきまとい等の行為を反復して行うこと。



（資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果）

施策の基本的方向

1) あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、被害者等に対する支援体制を整備し広報・啓発を行います。

2) メディアにおける女性の人権の尊重

メディアにおいても暴力的な表現や性の商品化など、女性の人権を侵害している内容が多く見受けられます。そこで、市民が情報を主体的に選択し読み解く能力（メディア・リテラシー）（※）の向上と、メディア側の自主抑制を促すような取り組みを進めます。

メディア・リテラシー

メディア（テレビ・ラジオ・新聞・インターネットなどの媒体）情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力やメディアを適切に選択し発信する能力を身につけること。メディアが伝える男性女性の描き方や情報を鵜呑みにしないで、批判的に読解する能力が求められている。

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) あらゆる暴力の根絶

施策項目	今後の取組内容
①女性に対する暴力を許さない社会環境づくりの推進	◆講座の開設や広報紙、啓発冊子等により、夫婦・恋人間の暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等あらゆる暴力をなくすための広報・啓発を図る。 ◆DV 防止法（※）等関係法令の周知・徹底を図る。
②被害者等への相談・支援・救済体制の充実	◆被害者相談機関の周知・徹底を図る。 ◆専門相談員による相談体制の整備を進める。 ◆関係機関との連携、協力体制の構築を図り、被害者の一時保護への速やかな対応、また、自立への支援に努める。
③セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	◆セクシュアル・ハラスメントは女性に対する人権侵害であるという認識を普及させるとともに、企業・各種団体・学校等において啓発を図る。
④いじめや虐待の根絶	◆命の大切さを説くとともに、いじめや虐待の根絶を図る。 ◆児童・高齢者虐待の早期発見や保護対策など、関係機関と連携を図り、相談窓口の充実を図る。

【施策の基本的方向】 2) メディアにおける女性の人権の尊重

施策項目	今後の取組内容
①メディア・リテラシーの推進	◆テレビやラジオ、雑誌、インターネットなどのメディアの情報を理解し、読み解く力を身につけるための学習機会の提供を行う。 ◆固定的な性別役割分担や暴力行為を助長させるような表現に対して、関係機関へ改善を働きかける。
②市の刊行物等の表現への留意	◆市の刊行物や各部署で作成される印刷物等について、性差別助長につながる表現にならないよう点検・啓発を図る。

DV 防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）

平成 13 年 10 月施行、平成 16 年 6 月改正。この法律では、配偶者の暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明記し、保護命令制度の導入、婦人相談所などの「配偶者暴力相談支援センター」としての位置づけ、被害者を発見した場合の通報義務などを規定している。

基本目標Ⅱ

男女があらゆる分野に積極的に参画できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が対等なパートナーとして、自らの意思により、社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことが求められています。最近、社会の様々な分野において女性の社会進出が進んできていますが、政策や方針決定過程においては、まだまだ女性の参画が十分とはいえない状況が見受けられます。また、家庭生活や地域社会においても女性に不利益な制度や慣習が残るとともに、雇用の場においても依然として男女格差が存在しているといえます。

このようなことから、男女共同参画社会を形成していくためには、女性も家庭以外の様々な社会活動に参画できるよう、女性のエンパワーメント（※）を積極的に推進するとともに、あらゆる分野で女性の登用を促進する必要があります。

また、男女共同参画の促進は国際社会と密接な関係を持っていることから、国際的な視野での取り組みが必要です。

重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

男女が、対等な構成員として喜びも責任も分かち合い、共に社会を築いていくには互いの人権を尊重し、女性も男性と対等に参画することが重要だといえます。特に、市民に身近な行政に関わる政策・方針決定は、市民生活に大きな影響を与えることから、女性の参画拡大が強く求められています。

そのようなことから、女性が政策・方針決定過程に参画し、能力を発揮できるような仕組みづくりや人材育成への取り組みが必要です。

美作市の現状

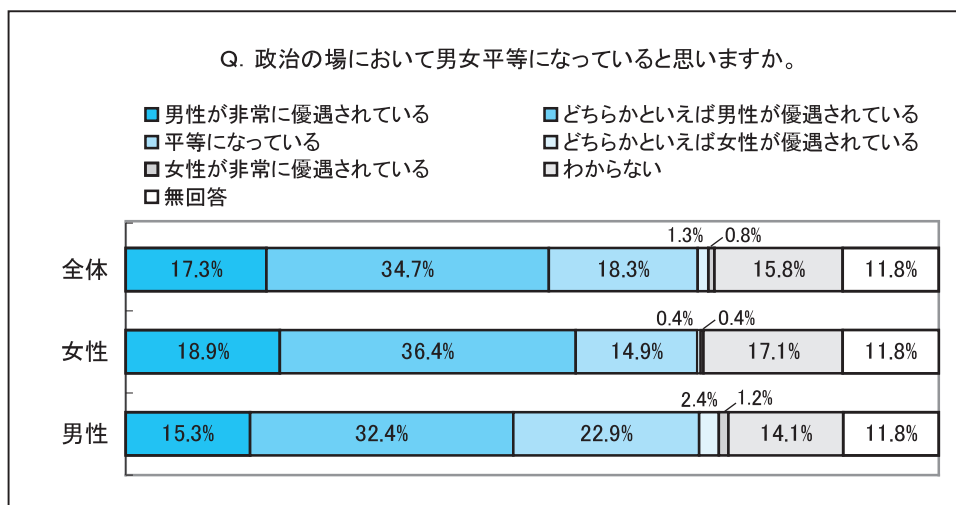
美作市における行政への女性の参画状況を見ると、平成18年4月1日現在の審議会等委員の女性委員の割合は15.6%、市職員の女性管理職の割合は2.9%となっており、岡山県の審議会等委員の女性委員の割合35.7%、県職員の女性管理職の割合9.7%と比較しても、まだまだ男女が対等に方針決定の場へ参画しているとはいえません。

アンケート調査によると、政治の場において、半数以上が「男性が優遇されている」と回答しており、平等になっていると回答した人の割合を大きく上回っています。

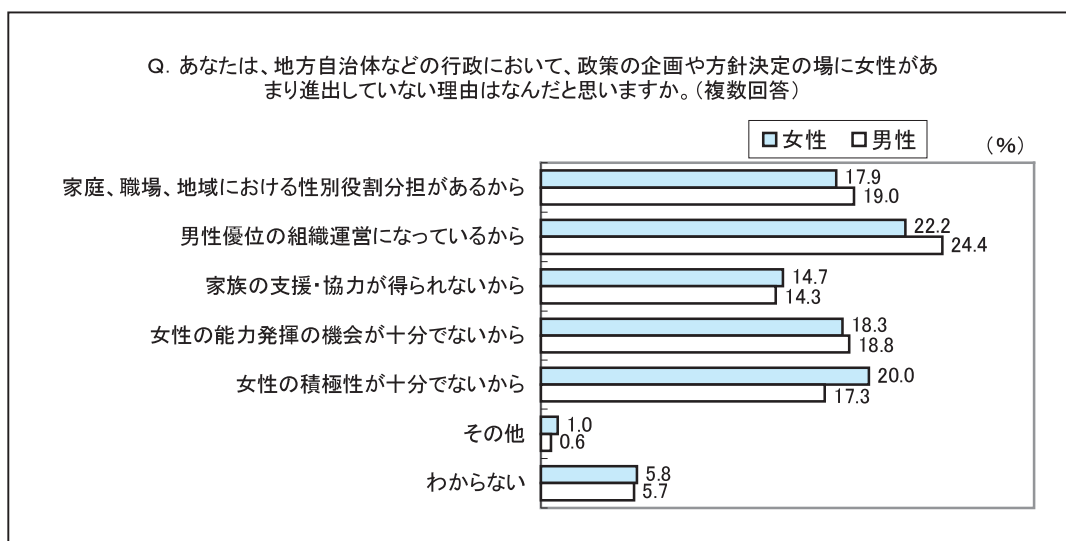
また、行政において政策の企画や方針決定の場に女性があまり進出していない理由について、男性も女性も「男性優位の組織運営になっているから」と回答した人の割合が最も多く、「女性の能力発揮の機会が十分でないから」「家庭、職場、地域における性別役割分担があるから」と続いています。

女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をつけ、主体的な存在になり、力を発揮し行動していくこと。



(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)



(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)

施策の基本的方向

1) 行政における女性の参画促進

行政における政策や方針決定過程において、様々な意見や考えを政策に反映させるため、市の審議会等委員への女性の積極的な登用を図るとともに、市職員の意識啓発と人材育成に努め、女性の管理職への登用など女性の参画促進を図ります。

2) 企業・各種団体等における女性の参画促進

男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分発揮することができるよう、企業や各種団体等に向けて情報の提供や学習機会の提供を行い、方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) 行政における女性の参画促進

施策項目	今後の取組内容
①各種審議会等における女性の参画促進	◆各種審議会等への女性委員の登用率を平成28年度までに40%以上となるよう目標値を定め、早期達成に努める。 ◆女性委員のいない審議会・委員会等の解消を図る。 ◆委員の選任にあたり、公募制の導入や関係団体の長に限ることなく、必要に応じて選出方法の見直しを行う。 ◆審議会等委員への女性の登用状況について定期的な調査を行い、関係部署へ情報提供を行う。
②市政等にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画促進	◆女性職員、女性教員の管理職への登用促進を図る。 ◆政策、施策等を立案、研究するための会議等への女性の参画拡大に努める。 ◆男女共同参画の視点を持った指導者の育成及び政策立案等、職員の能力開発のための研修機会の拡充を図る。

【施策の基本的方向】 2) 企業・各種団体等における女性の参画促進

施策項目	今後の取組内容
①企業における方針決定過程への女性の参画拡大の促進	◆企業への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※）に関する情報提供を行う。 ◆企業に対して女性の職域拡大・能力開発、管理職への登用を促すとともに、情報収集や提供を行う。 ◆企業に対し、研修会の実施や人材育成のための研修機会の確保を呼びかける。
②各種団体等における方針決定過程への女性の参画拡大の促進	◆各種団体・グループ、PTAなどの役員への女性の参画の拡大について、あらゆる機会を通じて働きかけを行う。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

重点目標２ 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

家庭生活や地域社会において男女共同参画を進めるためには、家族を構成する男女が家事・育児・介護といった家庭責任を共に担うとともに、生活に密着した地域活動への積極的な参画が必要です。

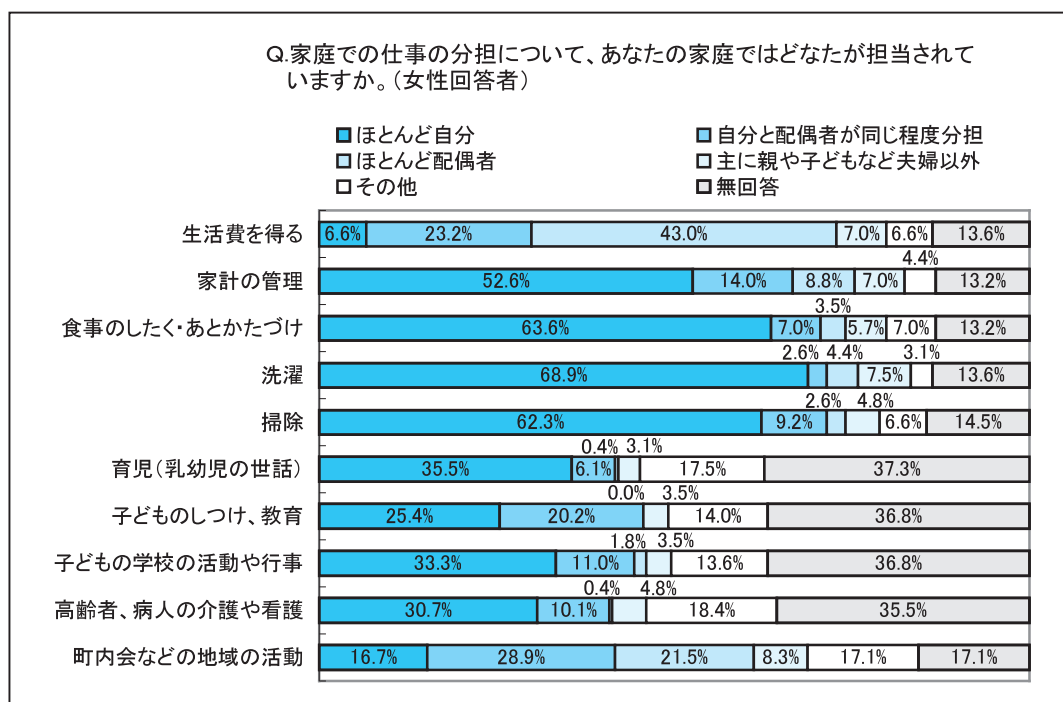
しかし、家庭生活においては、男性の家事に関わる時間は極めて少なく、地域活動においては、方針決定の場への女性の参画が進んでいないのが現状です。

そこで、家庭生活及び地域活動への参画意識の高揚を図るとともに、男女の積極的な参加・参画を促し活力ある地域づくりを促進する必要があります。

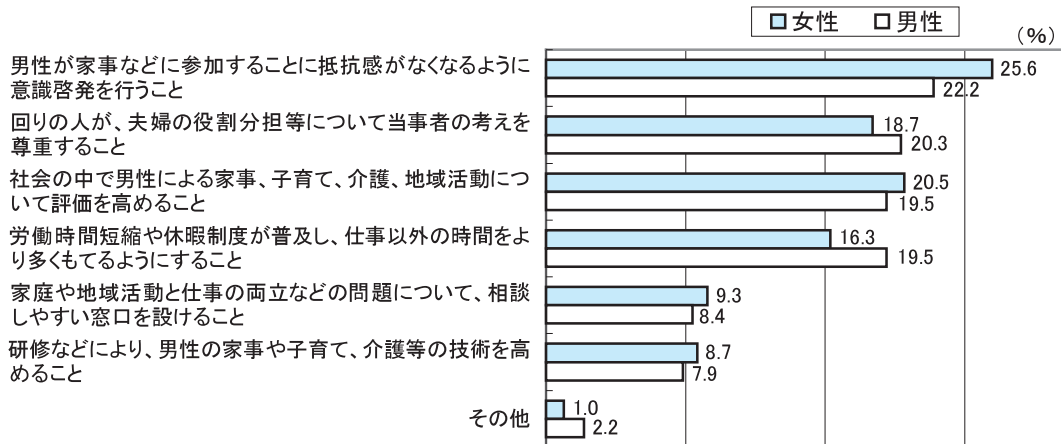
美作市の現状

アンケート調査によると、家庭での仕事の分担について「掃除」「洗濯」「食事のしたく・あとかたづけ」「家計の管理」は半数以上の女性が「ほとんど自分」と答えています。また、「育児（乳幼児の世話）」「子どものしつけ、教育」「高齢者、病人の介護や看護」についても男性の参加が少ないと回答しており、前出の調査結果で性別による固定的な役割分担の考え方に「同感しない」とした意見とは逆に、現実の家事分担は女性が担っている状況にあります。

また、男女が共に家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、「男性が家事などに参加することに抵抗感がなくなるように意識啓発を行うこと」や「社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動について評価を高めること」が必要であると回答しています。



Q. 今後、男女が共に子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。



(資料：平成 18 年男女共同参画に関するアンケート調査結果)

施策の基本的方向

1) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女が固定的な性別役割分担意識に捉われず、家事や育児・介護などにも男性が積極的に関わり、家族の一員としてその役割を担っていくことができるよう、情報提供や学習機会の提供を行うとともに、啓発活動を推進します。

2) 地域社会における男女共同参画の促進

多くの市民が性別や年齢を問わず積極的に地域活動等に参加・参画できるよう意識啓発や情報提供を行うとともに、市民の主体的な地域活動の促進を図ります。

また、様々なボランティア活動への男性の参加や町内会等の役員への女性の参画を促進します。

3) 協働で築く豊かな地域社会

多様化する地域住民のニーズに対応するため、自治振興協議会(※)やボランティア団体等も新しい公共の担い手として活動を進めています。また、NPO(※)活動もあらゆる分野に広がりを見せており、その活動は活発化しています。そこで、このような団体とも連携を図りながら、様々な協働の形態により支援を行います。

自治振興協議会

市民参画のもとでまちづくりが効果的に推進されるよう、市民同士が協力し、行政と協働したまちづくりを推進するため組織された市民自治組織で、行政と協働したまちづくり活動及び地域経営の高揚を目的とする。

NPO

ボランティア団体や市民活動団体等の民間非営利活動団体を広く指す。利益を得ることを目的とする企業とは異なり、社会的使命の実現をめざして活動する民間非営利組織や団体のこと。

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) 家庭生活における男女共同参画の促進

施策項目	今後の取組内容
①家事、育児、介護等、家庭生活における男性の参画促進	◆広報紙や市のホームページ、また、講座や研修会等を活用して、家庭生活における男女共同参画に向けた意識啓発を図る。 ◆男性を対象とした料理教室などの生活講座や、育児・介護講座等を開催し、男性の家事、育児、介護等への参画を促進する。
②家庭・地域での男女共同参画に向けた広報・啓発	◆家庭生活と地域生活などのバランスのとれた生活を送るため、固定的な性別役割分担意識や長時間労働などの働き方について広報・啓発を図る。

【施策の基本的方向】 2) 地域社会における男女共同参画の促進

施策項目	今後の取組内容
①地域社会における男女共同参画の意識啓発	◆様々な地域活動で、性別や年齢に捉われない参加を促すとともに方針決定の場への女性の積極的な参画を促進する。 ◆男性の参加が少ないボランティア活動等へ男性の積極的な参加を促進する。
②地域リーダー等の育成及び活用の促進	◆地域リーダー等の人材育成のための講座や研修会の開催、及びその活用機会の拡充を図る。
③地域活動等への男女の積極的な参加の促進	◆コミュニティ事業や出前講座等の実施により、市民の積極的な地域活動等への参加を促進する。

【施策の基本的方向】 3) 協働で築く豊かな地域社会

施策項目	今後の取組内容
①市民や各種団体との協働事業の推進	◆地域活動などへの男女の参加・参画を促進するため、様々な機会を通じて啓発を図るとともに、情報の提供や支援などを行う。 ◆各種団体の特性に応じた活動を推進するため公共施設の有効活用を図る。 ◆ボランティア活動やNPO活動などの社会活動に市民の積極的な参加が促進されるよう情報提供や啓発を図る。 ◆市民及び各種団体、企業との連携を図り、それぞれの特性を生かしながら協働事業の推進を図る。

重点目標3 就業における男女共同参画の促進

近年、産業構造や雇用環境の変化にともなって、働く男女のライフスタイルも多様化しています。また、男女雇用機会均等法^(※)や育児・介護休業法の制定など、男女平等をめぐる法の整備も進んできています。しかし、依然として女性を取り巻く就労環境には男女格差が存在していることから、関係法の周知徹底を図るとともに、就業を希望する女性が結婚や出産後も継続して働くことができるよう、女性の職業能力の開発及びチャレンジ支援の推進を図る必要があります。また、農林業や商工業等の分野においては仕事と家庭生活の明確な区分が難しく、今なお、慣習や慣行により女性の労働が適正に評価されない状況にあるため、女性の就労環境の改善を図るとともに、方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

美作市の現状

アンケート調査によると、女性が職業をもつことについて、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい」と回答した女性の割合が最も高く、30歳代、60歳代は半数以上を占めています。続いて「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」で、男性の割合が高くなっています。一方、20歳代になると「女性は職業をもたないほうがよい」と回答する人の割合は0%となっており、女性が職業をもつことの意識も性別、年代によって差がみられます。

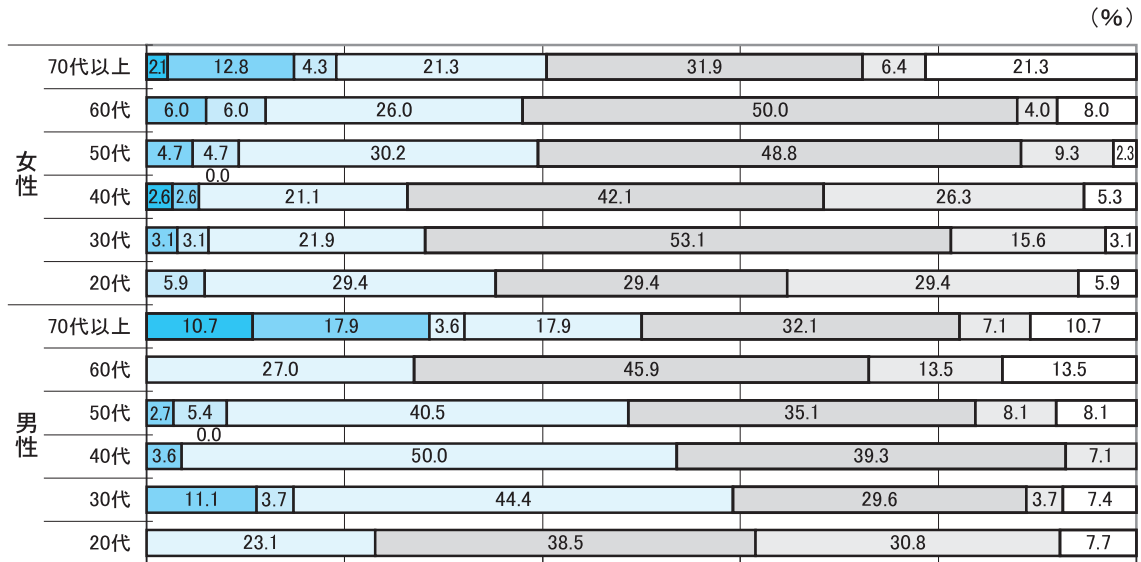
また、職場における男女平等について、「仕事の内容」、「人事配置や昇進」の分野で男女の不平等な扱いが見受けられるとしています。そして、仕事と家庭を両立するため特に必要なのは、男性も女性も「育児休業や介護休業がとりやすい職場環境づくり」と回答しています。

男女雇用機会均等法（「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律」）

就労の場で働く女性が男性と均等に機会や待遇が確保されることなどを目的として昭和61年から施行された。平成9年の改正で、募集・採用、配置・昇進、教育・訓練、退職・解雇等における差別禁止や母性健康管理規定などが義務規定となった。さらに、平成18年6月改正では、「間接差別の禁止」「妊娠中・産後1年以内の解雇は妊娠・出産・産休取得等の理由でないことを事業主が証明しない限り無効」などが盛り込まれた。

Q. 女性の社会進出が進んでいますが、女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。

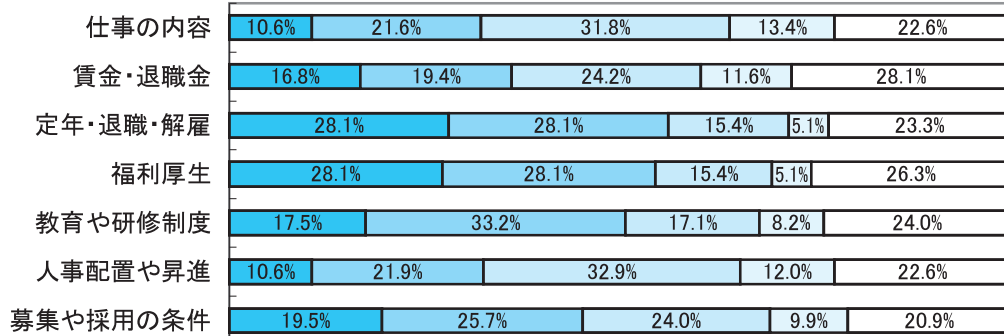
- ☐ 女性は職業をもたないほうがよい
- ☐ 結婚するまでは職業をもつほうがよい
- ☐ 子どもができるまでは 職業をもつほうがよい
- ☐ 子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい
- ☐ 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい
- ☐ その他
- ☐ 無回答



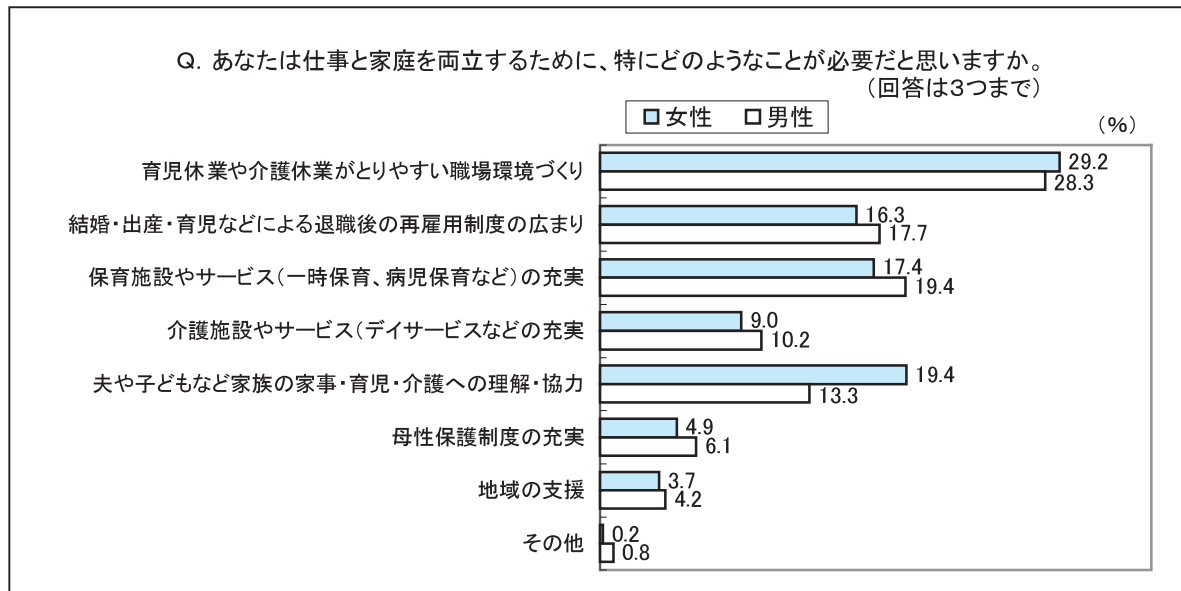
(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)

Q. あなたの職場では、次にあげることがらについて男女平等になっていますか。

- ☐ 平等になっている
- ☐ ほぼ平等になっている
- ☐ あまり平等とはいえない
- ☐ 男女差が相当ある
- ☐ 無回答



(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)



(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)

施策の基本的方向

1) 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇確保の促進

男女平等の視点から、あらゆる条件が整備されるよう関係機関と連携を図り、事業主と労働者双方に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法やパートタイム労働法(※)等、法制度の周知徹底を図り、男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進します。

2) 女性のチャレンジ支援

就職を希望する女性が、仕事と家庭を両立し、結婚や出産後においても継続して働くことができるよう、関係機関と連携を図るとともに、職業能力の向上支援や求人情報、起業などに関する情報提供、就労機会の拡大など、再就職を含めた女性のチャレンジ支援を進めます。

3) 農林業・商工自営業における男女共同参画の促進及び就労環境の整備

農林業従事者や個人、家族で経営する自営業に従事する女性は、産業はもとより地域活性化や生活の場での担い手として大きな役割を果たしています。

しかし、その労働が適正に評価されていない場合が多く見受けられることから、女性の働きを適正に評価するとともに就労環境の整備を働きかけるなど、方針決定の場への女性参画の促進を図ります。

パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)

パートタイム労働者が、経済社会で重要な役割を果たしていることから、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生充実、その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによってパートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉を増進するために、平成5年から施行された。

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇確保の促進

施策項目	今後の取組内容
①労働に関する各種法律や制度の周知及び啓発	◆育児・介護休業法の制度の周知とともに、それが適正に運用されるよう、国・県とも連携し、企業に働きかける。 ◆パートタイム労働や派遣労働など、非正規雇用労働者の雇用条件改善を関係機関を通じて働きかける。 ◆労働に関する法律や制度について、事業者への周知・徹底が図られるよう関係機関へ働きかけを行う。 ◆職場における研修機会の充実を図るため、関係機関と連携して、資料収集及び情報提供に努める。
②労働に関する相談や苦情への対応の充実	◆職場における労働条件・労働環境等に関する相談窓口の周知・徹底を図るとともに、関係機関と連携し相談機能の充実に努める。

【施策の基本的方向】 2) 女性のチャレンジ支援

施策項目	今後の取組内容
①女性の再就職等への支援	◆結婚・出産・育児等のために退職した女性が、就職等に再チャレンジできるよう、各種支援制度等の情報提供を行う。 ◆関係機関と連携し、就業に関する相談体制の充実を図る。
②女性の職業能力開発のための支援	◆関係機関と連携し、女性の職業能力を高めるための学習機会の充実を図る ◆職業訓練施設や資格取得・技術取得のための情報収集及び提供を行う。
③女性の起業への支援	◆企業や関係機関が実施するセミナーや交流会等について情報提供を行う。 ◆事業を始めるための国・県の支援制度などの情報提供を行う。

【施策の基本的方向】 3) 農林業・商工自営業における男女共同参画の促進及び
就労環境の整備

施策項目	今後の取組内容
① 農林業・自営業における女性の参画促進	◆ 農林業・自営業における方針決定の場への女性の参画を促すとともに、あらゆる機会を通じて関係機関に働きかけを行う。 ◆ 女性が自営業の経営などに積極的に参画していくための学習機会や情報の提供を行う。 ◆ 生産活動などに取組む女性グループ等への情報提供やネットワーク化の促進を図る。
② 家族経営協定（※）の推進	◆ 家族間の性別役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の普及に努める。

重点目標4 国際社会へ対応した男女共同参画の推進

男女共同参画の促進は、1975年の国連の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の10年」を経て、1985年の女子差別撤廃条約の日本批准により国際的流れの中で進められています。男女がよきパートナーとして国境を越えて交流し、理解し合うこと、地球規模で男女共同参画社会の形成をめざすことは、21世紀の平和な世界を築くために欠かせない要件だといえます。

このようなことから、国際的視野を持った女性リーダーの育成や国際交流・協力を推進するための人材育成を図るとともに、国際理解を深める取り組みが必要です。

施策の基本的方向

1) 国際理解と国際交流・協力の推進

男女共同参画に関する国際的な規範や基準、そして、国際社会の取り組みについて理解を深めるため情報の収集・提供に努めます。また、その成果や経験が活用できるよう人材育成を図り、豊かな国際的感覚を育成するため、国際交流を推進するとともに国際協力への支援に取り組みます。

家族経営協定

家族経営内において、経営主と配偶者、後継者、その他家族員が話し合いを通して、魅力ある農業を営むために農業経営の就業条件や労働報酬、移譲計画や生活上の諸事項等について取り決めを行うこと。

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) 国際理解と国際交流・協力の推進

施策項目	今後の取組内容
①男女共同参画に関する 国際社会の取組につい ての理解	◆女性の人権に関する国際的な条約・制度、また、国連をはじめとする各国の取組について情報収集・提供を行う。
②国際理解を深めるため の人材育成及び機会の 提供	◆学校教育の中で国際理解を深めるための学習機会の提供を行う。 ◆異文化の理解、国際感覚等の育成のため「児童・生徒国際交流事業」「姉妹・友好都市交流事業」の推進を図る。 ◆国際貢献をめざすボランティアの育成・活動事業等の情報提供に努める。 ◆外国人相談窓口の情報提供を行う。

基本目標Ⅲ

男女の自立を育み安心して暮らせる環境づくり

少子高齢化が進展する中で、男女が共に安心して子どもを産み育てるとともに、介護の負担を担い、家族としての責任を果たすことが男女共同参画社会の実現に向けて重要な課題だといえます。しかし、現実には子育てや介護の負担が女性に偏っていることから、社会制度の着実な推進を図るとともに、子育てを社会全体で支援する体制や、多様化する介護ニーズに応じた介護サービス体制の充実を図る必要があります。

また、近年離婚率の上昇にともなってひとり親家庭が増加していることから、その負担を軽減するための支援も重要な課題です。

加えて、男女が生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいく上で欠かせない要素であり、私たちの共通の願いでもあることから、子どもから高齢者まで共に健康で安全な暮らしを続けられるよう、食生活やスポーツを通して、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりが必要だといえます。

重点目標１ 多様な生き方を可能にするための生活環境の整備

少子高齢化や核家族化が進み、家族形態が多様化する中で子育てや高齢者等の介護は地域ぐるみによる社会的支援が求められています。

そこで、子どもたちが生き生きと健やかに育つ環境づくりを支援するため「次世代育成支援地域行動計画」の着実な推進を図るとともに、多様化したライフスタイルに対応した保育サービスの充実や、地域での子育て支援体制の整備を図る必要があります。また、高齢者や障がい者が安定した生活の中で生きがいをもって活動ができ、さらに介護者の負担軽減が図られるよう、高齢者や障がい者の介護環境の整備及びその充実が求められています。

そして、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で負っているひとり親家庭の負担を軽減し、親子が共に安定した生活を送れるような自立支援が必要です。

美作市の現状

アンケート調査によると、育児休業は、男性も女性も「ある程度の給与の補償があればとりたいと思う」と回答した人の割合が最も高く、次に、女性は「ぜひとりたいと思う」、男性は「制度があってもとらないと思う」と続いており、男性の育児への参加はまだまだこれからといえます。

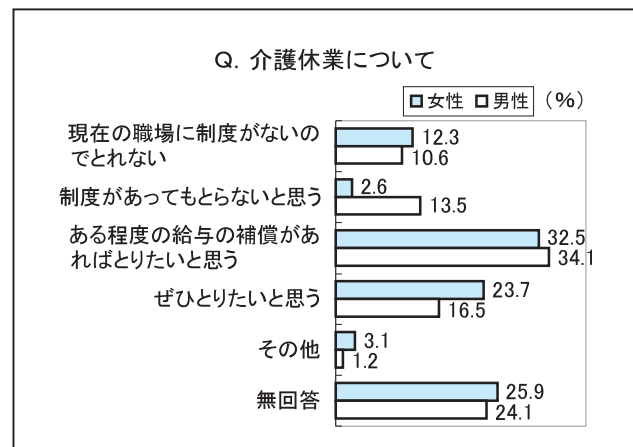
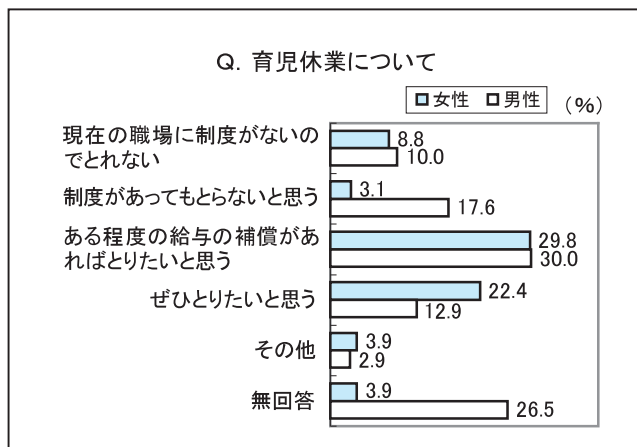
介護休業については、男性も女性も「ある程度の給与の補償があればとりたいと思う」が多く「ぜひとりたいと思う」と続いています。

また、育児休業も介護休業も「職場に制度がないのでとれない」と回答した人の割合が

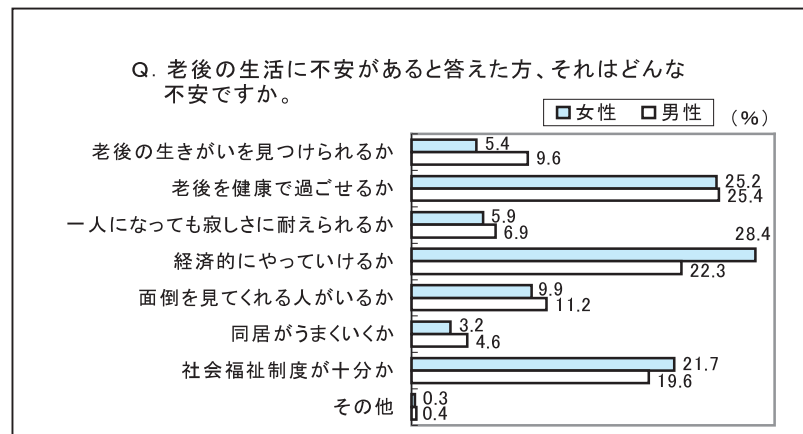
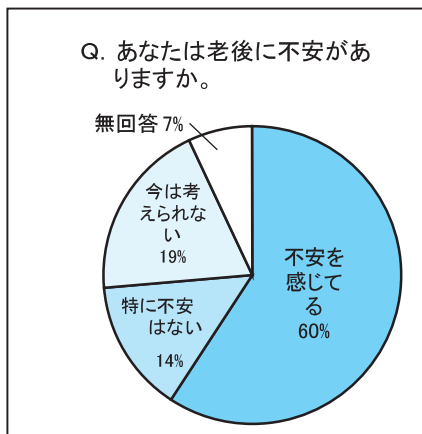
全体で約10%あり、制度の着実な推進が必要となっています。

また、老後について60%の人は「不安を感じている」と回答しており、それはどんな不安ですかという問いに対しては、女性は「経済的にやっていけるか」と回答した人の割合が28.4%、男性は「老後を健康で過ごせるか」と回答した人の割合が25.4%と最も高くなっています。さらに、「社会制度は十分か」と回答した人の割合も高くなっています。

Q. 男女が共にとれる育児・介護休業制度が補償されていますが、あなたが当事者になった場合、どのようにしたいと思いますか。



(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)



(資料：平成18年男女共同参画に関するアンケート調査結果)

施策の基本的方向

1) 地域における子育て支援体制の充実

男性の育児への参加を促すとともに、「美作市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、市民と協働しながら子育てを地域全体で支えていく必要があります。また、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、関係機関とも連携して、次世代の子育て環境の整備を進めます。

2) 高齢者や障がい者の介護環境の整備・充実

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるよう、また、介護者の負担軽減を図るよう、各種制度やサービスの充実と円滑な利用促進に努めるとともに、地域包括支援システム（※）の構築を図ります。

3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、各種制度等の情報提供や円滑な利用促進に努めるとともに、就業相談窓口の充実など経済的・社会的な自立支援の推進を図ります。

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) 地域における子育て支援体制の充実

施策項目	今後の取組内容
①家庭生活と職業生活、地域活動等の両立支援の推進	◆美作市次世代育成支援地域行動計画の推進に努める。 ◆育児休業制度が適切に運用されるよう、国や県などと連携し企業などに働きかけるとともに、男性の育児休業の取得について啓発や気運の醸成を図る。
②育児・児童相談窓口の充実	◆子育てについて様々な相談のできる体制の充実を図る。
③保育サービス等の利用促進	◆保育園待機児童の解消のため、受け入れ枠の拡大を図る。 ◆放課後児童クラブ、つどいの広場（子育てサロン）の拡充を図る。 ◆各種保育サービスや地域支援体制などの制度の周知に努め、有効的な利用促進を図る。
④子育てネットワークへの支援	◆子育て中の親の自主的なサークル活動やネットワークづくりへの支援を行う。

地域包括支援システム

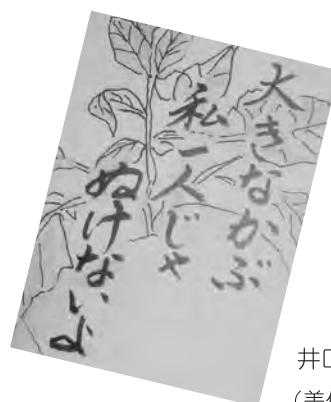
在宅の介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、迅速に、最も適した形で保健・医療・福祉等の様々なサービスが提供される仕組み。本人及び家族のもっている力が発揮できるように、地域のネットワーク、各種専門機関等が共通理解のもとで連携を図り、早急、適正な支援を行うシステム。

【施策の基本的方向】 2) 高齢者や障がい者の介護環境の整備・充実

施策項目	今後の取組内容
①各種サービスの充実及び円滑・適切な利用促進	◆老人保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい福祉計画、障がい者計画の積極的な推進を図る。 ◆要介護者等への支援と、その家族負担の軽減を図るため、各種在宅サービスの充実に努める ◆高齢者や障がい者への各種サービスの内容について、広報紙やパンフレット等で情報提供を行う。 ◆高齢者や障がい者の生きがいづくりのための場の提供や地域活動情報の提供を行う。
②介護者支援の充実	◆介護休業制度の定着を、国や県などと連携し企業に働きかけるとともに、男性の取得について気運の醸成を図る。 ◆高齢者や障がい者を介護している家族への情報提供や交流会、介護教室等を開催し、介護者の負担軽減を図る。
③地域包括支援システムの構築	◆地域包括支援センター（※）を中心として、行政と地域住民、関係団体等の連携により、地域包括支援システムの構築を図る。

【施策の基本的方向】 3) ひとり親家庭の自立支援

施策項目	今後の取組内容
①各種支援制度等の情報提供・促進及び相談体制の充実	◆ひとり親家庭に対する各種制度や支援事業について広報紙やホームページ等で積極的な情報提供に努め、利用促進を図る。 ◆就業相談などひとり親家庭等に対する相談窓口の充実を図るよう関係機関に働きかけを行うとともに、情報提供に努める。



井口祥子さん（角南）
（美作市男女共同参画優秀作品）

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等により、心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に担う中核機関。

重点目標２ 生涯を通じた心身の健康支援

男女が共に自立し、生きがいを持って充実した人生を送るためには、自らが正確な知識・情報を知り、それぞれのライフステージに応じた適切な健康管理が必要となります。

特に女性は妊娠・出産・更年期と体調の変化が大きいため、積極的に健康づくりに取り組む必要があります。

しかし、近年では望まない妊娠やHIV、性感染症の問題等が若い世代で増加しているため、男女が共に互いの性や身体的特徴について十分理解を深める教育や正確な知識の普及・啓発が必要です。また、女性が妊娠・出産などで自分の体に関して自分で決める権利、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^(※)があることを女性の基本的人権として認識し、社会全体で尊重できるよう情報提供や広報活動を行う必要があります。

施策の基本的方向

１） 性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った教育の拡充をはじめ、その考えや重要性について普及推進を図ります。また、思春期や更年期における健康上の問題、不妊・性感染症の予防など、生涯を通じ健康を支援するための総合的な対策を推進します。

２） 心身の健康支援

健康診査内容の一層の充実と受診率の向上を図ります。そして、さらに精密検査の受診率の向上に努めるとともに、健康教室を開催し、生活習慣の改善指導や生活習慣病の改善・予防に関する知識の普及、啓発を進めます。

３） 生涯スポーツの推進

本市は、剣聖宮本武蔵と少林寺拳法開祖宗道臣の生誕地であり、日本女子サッカーリーグの岡山湯郷ベルが本拠地を構えているまちでもあることから、地域特性を活かしたスポーツの振興と、健康づくりとあわせて子どもから高齢者まで参加できる総合型地域スポーツクラブの創部・育成に向けて取り組みを進めます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスとは、妊娠・出産という仕組みをからだにもつ、女性の一生を通じた健康のことをいう。いつ何人の子どもを産むか、あるいは産まないかや安全な妊娠などについて、女性自身の意思で決定していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）といい、これらを包括して「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。

【具体的な施策項目と今後の取組内容】

【施策の基本的方向】 1) 性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透

施策項目	今後の取組内容
①性と生殖に関する健康の視点に立った教育の拡充	◆学校等において、児童、生徒の発達段階に応じた性教育等の充実を図る。 ◆学校教員等を対象とした性に関する指導内容について普及・啓発を図る。
②性と生殖に関する健康についての普及・啓発	◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考えやその重要性について広報紙等で普及・啓発を図るとともに学習機会の拡充を進める。
③エイズやHIV感染症等の正しい知識の普及と防止のための啓発の推進	◆エイズやHIV感染症に関する正しい知識や相談・検査体制について広報紙等で普及・啓発を図る。

【施策の基本的方向】 2) 心身の健康支援

施策項目	今後の取組内容
①心身の健康保持の推進	◆各種健康診査内容の充実及び受診率の向上を図る。 ◆男女の特性やそれぞれのライフステージに応じて、自己の健康管理・改善が図れるよう学習機会の提供を行う。 ◆健康相談や健康指導の充実を図る。 ◆関係機関と連携を図り、心身の悩みについて相談窓口の周知・徹底と充実に努める。
②妊娠・出産期における環境整備	◆妊娠中を順調に過ごし、安心して出産ができるよう、妊婦や家族への正しい知識の普及・啓発を図る。 ◆周産期等における母子保健医療の充実について関係機関に働きかけを行う。 ◆不妊に関する支援制度や相談窓口の情報提供を行う。

【施策の基本的方向】 3) 生涯スポーツの推進

施策項目	今後の取組内容
①スポーツ等を通じた健康づくりの推進	◆余暇や休暇の充実が図れるよう土・日曜日のスポーツ教室等を開催する。 ◆体育関係団体とも連携を深めながら、体育施設の有効活用を図るとともに、指導員の養成及び活用に努める。 ◆誰もが日常生活の中で、積極的にスポーツ活動に親しめるよう総合型地域スポーツクラブの創部・育成に努めるとともに、健康づくり推進のため「みまさかアリーナ」や各施設の器具を活用し市民の体力増強を図る。

第5章

計画の推進

- 1 計画を実行するための
推進体制の整備・充実
- 2 計画の進行管理の充実
- 3 年次報告書の公表
- 4 計画の数値目標

第5章 計画の推進

男女共同参画社会実現のためには、社会のあらゆる分野にわたる取り組みが必要です。

そこで、市民や事業者・市民団体等の各種団体、及び、市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）とも連携して、様々な取り組みを進める必要があります。

計画の推進にあたっては、国・県との連携を密にして計画を総合的・効果的に推進するとともに、行政だけの取り組みではなく市民や事業者・各種団体等と相互に協力する協働の形態により施策の展開を図ります。

1 計画を実行するための推進体制の整備・充実

（１）審議会等との連携

審議会をはじめ、市民及び事業者や各種団体と連携を密にして計画を推進します。

（２）推進本部の設置

男女共同参画の推進は、あらゆる分野にわたる課題を含んでいるため、庁内の各部局で構成する「市男女共同参画推進本部」により全庁的な推進体制を確立します。

2 計画の進行管理の充実

計画の実効性を高めるためには、具体的な施策についてその実施状況や効果を常に把握する必要があります。そこで、審議会による進行管理体制を確立するとともに、進行状況の把握に努めます。

3 年次報告書の公表

条例第13条にある施策を総合的に推進するため、主要な事項の実施状況等について「年次報告書」を作成し、これを公表します。

4 計画の数値目標

基本目標	重点目標	評価指標事項	現状値 (平成18年4月1日現在)	目標値 (平成28年度)
Ⅰ 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり	1 男女共同参画への意識づくり	男女共同参画を推進する講演会等の開催回数と男性の参加割合	講演会 1回 男性参加割合 19% 学習講座 0回	講演会 2回 男性参加割合 30% 学習講座 5回
		「男性は外で仕事、女性は家庭を守る」という性別役割分担の考え方に「同感しない」と思う人の割合	53.5%	70%
		社会的通念・慣習・しきたりなどで「男女平等になっている」と思う人の割合	6.7%	30%
	2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	家庭生活で「男女平等になっている」と思う人の割合	23.5%	50%
		学校教育の場で「男女平等になっている」と思う人の割合	49.3%	70%
	3 性の尊重と暴力の根絶	配偶者や恋人からの暴力について ・「相談窓口を知らなかった」人の割合	5.6%	0%
		・「相談したかったが相談していない」人の割合	19.8%	0%
Ⅱ 男女があらゆる分野に積極的に参画できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	市の審議会等委員の女性委員の割合	15.6%	40%
		女性委員のいない審議会等の割合	5%	0%
	2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	男女共同参画ゼミナール修了者数	22人	60人
	3 就業における男女共同参画の促進	職場で「男女平等になっている」と思う人の割合	22.8% (平成14年度～18年度)	50%
Ⅲ 男女の自立を育み安心して暮らせる環境づくり	1 多様な生き方を可能にするための生活環境の整備	特別保育（延長、一時保育）実施園数	延長保育 7園（全園） 一時保育 4園 （勝田・大原・美作・作東）	全ての園で実施
		放課後児童クラブ設置数	6箇所 （勝田・大原・美作2・作東・英田）	7箇所
		地域子育て支援センター設置数	2箇所 （勝田・作東）	7箇所
		つどいの広場の設置数	1箇所 （美作）	3箇所
	2 生涯を通じた心身の健康支援	基本健康診断受診率	69.4% (平成17年度実績による)	80%